

[最優秀賞]

# 目撃者は実はいなかった 裁判員裁判控訴審破棄一部無罪

山本了宣 大阪弁護士会・62期

## はじめに

私は2009年12月に弁護士登録をし、2010年1月から事務所での勤務を始めた。その私が初めて割り当てられた否認事件が、この事件である。強制わいせつ致傷が含まれており、裁判員裁判だった。

一審は有罪。しかし控訴審で破棄一部無罪となった(上告中)。この事件に関わってすでに1年10カ月。自分の変化が、この事件を通してよく読み取れる。それを今振り返ってみたいと思った。

## 事案の概要

### 1 起訴罪名は強制わいせつ致傷、監禁

被告人は、某大手企業の課長代理。相手の女性(20代前半)は、取引先の社員である。

「被告人が女性をラブホテルに連れ込み、衣服をはぎとって胸や陰部をなめ、肛門に指を入れるなどした。足の打撲と肛門裂傷を負わせ、更にホテルにとじこめた」として、強制わいせつ致傷および監禁で起訴された。裁判員裁判である。

事案は以下である。2009年8月20日18時頃、被告人と女性と、被告人の部下の女性1名の計3人が、居酒屋に行った。23時頃退店、部下の女性は帰った。そのまま被告人と女性はスナックに行った。21日午前1時頃退店、2人はタクシーでラブホテルに行った。室内では性的接触があった。翌朝、被告人と女性は一緒に駅まで歩き、そこで別れた。同日、女性は上司と、知人男性に被害を相談。翌22日、警察に被害を届けた。女性は会社をやめた。

被告人は、「ホテルに入るとき迷っていたが、ついてきた。室内では全然抵抗が無かった。肛門を触ったのは一瞬だけだ。ホテルの場所も間違ってると思う」

と言う。

女性はこう言う。「入口エレベーターの前で数分もめたが、無理やり引きずりこまれた。室内では悲鳴をあげて暴れたが、押さえつけられてわいせつ行為を受けた。肛門に30分は指を出し入れされた」。2カ月が経った10月15日、被告人は逮捕された。

### 2 すでに自白がある

逮捕の翌日、被告人は自白した。警察に間違いなく罪になると言われたためだ。11月4日の起訴時には、すでに大量の自供書と自白調書があった。

捜査段階は別の弁護士が担当しておられたが、被告人は弁護人の「認めたの?」という質問に「はい」とだけ言っていた。本人が弁護人に「性的なことはしたが内容が違っている」と訴えたのは、起訴後のことである。

## この事案の奇妙なところ

1月から2月にかけて、私は被告人から話を聞くとともに、開示証拠や調書を読んでいった。

検察側の主な証拠としてこういうものがあった。

- ・女性の証言
  - ・女性のブラジャー、パンツの写真(破損がある。現物は還付済み)
  - ・女性の足の打撲痕の写真および診断書+医師の証言
  - ・女性の肛門裂傷の診断書+医師の証言
  - ・ホテルの店長の証言「男性と女性がエレベーター前でもめているのを見た」
  - ・女性が彼氏に送った「助けて」というメールの写真
  - ・被告人の自白調書
- まずブラジャーやパンツは現物がすでに還付され

てしまっていた。しかし写真を見るとぼやけているし、なにか洗濯でほつれたような感じに見える。これは決定打ではないだろう。足の「打撲痕」も、写真を見るとなんだかシミみたいなものである。日常でもいくらでも付きそうだ。こんなものも決定打にならないのではないか。メールも、泣き言のようなものにも思える。

肛門裂傷について、女性は10日ほど激痛があつて座ることもできなかつたという。しかし女性は翌日に上司や彼氏と合計10時間くらい座って話をしている。矛盾するのではないか。店長証言だけはよくわからなかつたが、ほかはどうとでもなりそうだ。

他方で、違和感を覚えたのは、女性の供述内容である。この供述では、被告人が「神」と自称している社内、関係各社に君臨しているということになっていた。女性も含め委託先の者などはまったく逆らうことができなかつた、というのである。脅し文句は、「わたしは神や。お前は俺に逆らうんか」という。自白調書までそうになっている。関係者の調書もそうになっている。しかし彼はただの課長代理である。常識的に考えてまずヘンだ。本人によっても、実際には「神」というのは内輪ネタで、直属の部下6人くらいしか知らないらしい。

女性の供述の至るところに、なんだか「大げさ」のにおいがぶんぶんするのである。女性は事実と反して大げさに言っていて、しかも被告人の自白まで事実と反して同じことを書いてある。ここが突破口になるのではないか。

## 公判前段階での調査活動

私は関係者から話を聞き始めた。

### 1 勤務先関係者聴取

3月から5月頃にかけて、勤務先や関連会社を訪問して、被告人の上司や部下、委託先の営業マンなどに話を聞いた。被告人はみんなから慕われているということが、本当によく伝わってきた。しかし、関係者の調書では、みんな被告人が悪者として描かれている。それを当の供述者本人たちに確認すると、「違うと言ったけど直してくれなかつた」、「確認だけの書類だからと言われた」という。まったく架空のエピソードもいくつもあつた。

彼らは参考人にすぎない。調書が誇張して書かれることはあつても、まったく架空のことまでは書かれなない、私は漠然とそう思ってきた。だが実態はまったく違った。

### 2 女性の会社の関係者聴取

5月から6月に女性の会社の人からも話を聞いた。上司2人と、前任者である。

上司の調書には、女性に「被告人の機嫌だけは損なわないように指示」、「女性は被告人から飲み会に誘われた事で嫌そうな顔をしていた」ところが話を聞くと、そんな事実はまったくくないという。

警察で事実のとおり話すと、「そんな話を聞くために呼んだんちゃうわ」、「被告人というのは悪い奴だ。女性は被害者だ。悪人と女性どっちを守るんだ。一肌脱いでやれよ」、「女性は人生を棒に振った。お前はのうのうと生きてるんだから、責任感じるんならサインしろ」、「これに異議があるなら今すぐ社長呼んでこい」。

こうして出来合いの調書にサインしたそうである。

### 3 店長への接触

問題の証言をする店長にも一度直接電話をした。この頃には私は調書をまったく信用しなくなつていた。店長の調書は確かにあるが、実際はだいぶ内容が違うということがあるかもしれない。しかし店長の答えは、調書と同じだった。確かに引つ張りこむのを見たというのだ。嘘とも思えない。これはどうしようもないか、と私は思った。これがのちに大問題になるのであるが。

### 4 まとめ

こうして私が公判前段階で参考人として接触した人は、実に25人にのぼつた(紙幅がないので大部分を省略せざるをえない)。当日の居酒屋のママ、スナックのママ、「彼氏」、診察した肛門科の医師にも会つた。女性の人物像、被告人の人物像、そして飲み会の約束、当日の居酒屋やスナックでの言動、翌日の被害相談の様子、診察の様子まで、関係者のナマの声を聞くことができた。女性の供述の多くは、関係者の話と食い違つていた。女性は明らかに話を大げさにしていた。被告人はとにかくひどいやつで、自分は

まったく逆らう余地がなかった、きっと女性はそう言いたかったのだろう。警察のいい加減な捜査もわかった。警察は女性の話にそのまま乗っかろうとし、事実も歪めて、女性の話に合うように証拠を作っていた。

その他、被告人の記憶に合うホテルを探して、周辺のホテル8軒をめぐる歩いた(結局特定できず)。

## 立証計画

私は、自分の見てきたものを証拠にしようとした。

ホテルの中は密室である。直接には勝負できないと思った。周辺での女性の供述の明らかな誇張傾向から、ホテル内に関する女性の言い分もそのままには信用できないという結論を導けないかと考えた。私は自分の会った関係者のうち、17人を証人として請求した。

一方で予定主張は絞った。弁護人には詳細な予定主張をする義務はないと私は教えられたし、検察官に手の内をさらすことにメリットはない。そして裁判所もそう無下に却下できないものだと考えていた。

公判前日7月6日、証拠決定である。採用されたのは？ 女性の会社の社員3人、スナックのママ2人だけだった。残りは却下である。当日の居酒屋に同席した女性や、翌日に女性と本件について会話をした「彼氏」まで却下された。めまいがした。これでどう争えばいいのか。特別抗告をしたが、棄却。

## 一審公判(10月4日第1回～)

女性証言、医師の診断や任意性が争点だった。証人は11人。私の担当は、冒頭陳述(プレゼン式)と、証人尋問6人。

尋問は事前接触した人を主に担当した。事前接触は活きた。検察側証人に立った上司の一人からは、女性との翌日の会話を証言してもらった。「なんでホテルまで行ったの? 『断つたらいけないと思って』。だからってそんなとこまで行かなくてもいいんじゃないの」、「エレベーターに引っぱり込まれたというような話は聞いてない」。これがのちにポイントになる。

10月18日、判決。結論は4年の実刑だった。女性の言い分はそのまま認定された。

・女性を信用できる理由

- ① ホテル店長の証言とよく整合している
  - ② 傷害の部位が合致する
  - ③ 下着が破損している(ブラの肩紐が外れ、腰紐が破損)
  - ④ 女性が交際相手にメールを送って助けを求めた
  - ⑤ すぐに被害を訴えている
- ・自白は任意性あり

## 判決を見て

この事件は、当時の私の生活のかなりの部分を占めていた。それは実らなかった。失意の中で、私は判決文をよくよく読み返した。裁判所が何を考えたのかを考えた。そしてどう弁護すべきだったかを考えた。

答えはすぐに出た。この判決で信用できる理由として挙げられているものは、どれもまさにホテルの場面だった。曖昧な証拠かもしれないが、整合はしている。そして「核心」だ。私は女性が他の部分で嘘をついているとか、誇張しているとか、嫌がっている様子ではなかったと言った。だが裁判所にとって、それは全部些末なことだった。

ホテルは中心だが、密室だから勝負できない? だから周辺で勝負する?

違う。逆だ。密室だがなんとかして中心で勝負する。それが弁護人の仕事だ。

敗因は明らかだった。この判決の掲げた理由を、1つでも2つでもつぶす。そうでなくては無罪などありえない。私はまた調査を始めた。

## 控訴審の調査活動

### 1 公判の最中に見つけた新証人

話は、裁判員裁判の公判の真つ最中にさかのぼる。公判期日の中日である10月5日の夕方、ボスがある捜査報告書に着目した。これは店長からの聴取結果という体裁の報告である。そこに本件当日勤務の従業員が登場し、「若い女性と50歳前くらいの男性がきて、エレベーター前で男性が女性に罵声を浴びせていた。女性は泣いている様に見えた」、「その後2人はエレベーターに乗ったが、すぐにエレベーターから降りていた」(要約)と言ったと書いていた。これまではこの部分を、従業員も目撃した、という意味

に読んでいた。店長と同じなのだ。しかしよく読むと、「すぐに降りた」である。これはもしかして全然違う意味になっているのではないのか？ ほかにもこの報告書には、本件の翌日勤務の従業員が登場していて、その「目撃状況」が書かれていた。辻褄が合わず、意味がよくわからないので、有利とも不利ともわからない証拠として埋もれてしまっていたのだ。

やはりおかしい。店長尋問は明日だ。今すぐ行くしかない。その足でホテルに行き、その従業員に連絡をとってもらった(証人の店長は退職していた)。彼女はこう言った。

「その日にエレベーター前でもめた人はいない。当時から、店長が変なことを言っているなと思っていたから、印象に残っている」(手がかりになった報告書の記載内容すらねつ造だった)。

10月6日、店長の尋問で、その報告書と従業員の話をもとに尋問した。店長は「当初は1日あとの出来事と聞いて対応していた」と言い始めた(調書にもない話)。公訴事実は21日だが、22日の事件だと思って対応していたというのだ。尋問はうやむやに終わった。

この従業員を、10月7日の期日で証拠請求した。却下だった。

## 2 事情聴取と供述録取書

この従業員が控訴審の鍵であることは明らかだった。11月19日、12月3日、12月14日、2011年1月19日、4回話を聞いた。

「警察が来ているのは知っていた。当日にもめごとなどなかった。エレベーター前にはブザーがあつて鳴り続けるから、数分も気づかないということはある。当時思い返したが、店長はすでにその日は帰っていた。店長が何か目撃したようなことを言っていて、おかしいなと思っていた」。

私はこの頃にはいくぶんマシにも物を見られるようになっていた。この話は、今のままでは「とにかく何もなかったと思います。印象に残っています。店長は帰っていたように思います」というだけなのである。しかも1年前。このままで控訴審を突破できるはずがない。

私は厳密に時系列を特定することにした。ホワイトボードにタイムラインを描き、タイムカードを根拠に

各勤務日を描く。開示証拠を根拠に警察のホテルでの動きを描く。ここに記憶を照合していく。うまくいった。時系列が一日刻みでほぼ厳密に特定できた。

1月19日に来所してもらったときに供述録取書を完成させ、署名・押印をしていただいた。問答体で作って記憶喚起の過程をそのまま書いた。タイムカード、撮影したフロントの写真、関連開示証拠も添付した。

## 3 店長の嘘

それでも私はまったく安心できなかった。私は店長になんとかして自白させようと思った。2月7日、私は店長に電話した。穏やかに「従業員がこう言ってますよ」と聞く。店長の答えは？

「のらりくらり」でさえなかった。店長は完全にうろたえていた。答えはスジが通らない。だんだん呂律も回らなくなっていく。最後には怒り出して電話を切った。

私は、これまで半信半疑だった。従業員が嘘をついているとは思っていない。しかし、店長がわざわざ作り話をする動機が本当にあるのか。従業員の何かの勘違いとか、それとも何か自分が見落としていることがあるんじゃないか。自分の見立てた真相はありながら、私は頭のどこかでそれを信じていなかった。

だが、この店長との電話で、その疑問がなくなった。本当にこの店長は嘘をついていた。私は初めて確信できた。

電話を終えて、私は青ざめていた。怒りとか興奮ではない。そこに本当に存在した、信じがたい真実の姿に呆然としていた。この録音と反訳を証拠請求した。

## 4 下着の調査

まだ崩すべきものがある。下着だ。

一番では写真だけが取り調べられた。これが間違いの始まりだ。現物を確認しよう。写真からメーカーを調べ(被告人の奥さんにお問い合わせ)、アポをとった。2月1日、メーカーを訪問して話を聞いた。「どうしたらこの写真のようになるか」。その場で下着を買って、実験を依頼した。その後、下着を5組取り寄せ、自分でも試した。このブラジャーの肩紐が、いかに頑丈だったことか。女性の証言する態様では外れようも

ないことを確信した。この下着の現物を証拠請求した。

## 5 ケガ

ケガも崩さねばならない。女性の調書を再検討し、328条で請求した。

## 控訴審の審理

### 1 控訴趣意書

この事件は、控訴審からは私にほぼ一任されていた。1月20日に趣意書を提出した。

私自身は、この事件の一審判決は、証拠の欠如の中で生まれたものだと思っていた。裁判員の判断だから尊重するとかいう思いは、まったく浮かばなかった。核心を外すことのないよう、緻密に30枚。2月22日に補充書1(下着)、3月1日に補充書2(店長録音)提出。

### 2 第1回期日

3月2日に第1回期日を迎える。まず控訴趣意書の陳述から始まる。口頭でプレゼンをした。裁判所の目の前でブラジャーの肩紐をいじってみせる。

その後、証拠決定。これが運命の分かれ道である。3人の弁護人たちは、その分かれ道を期待せず待っていた。

「弁1号証、2号証……従業員証人を採用」。下着と、証人とが採用された。私はわが耳を疑った。奇跡に思えた。

### 3 第2回期日——従業員尋問

従業員には尋問トレーニングに2回来ていただいた。主尋問は問題なく、反対尋問でくずれることもなかった。私はこれで残りの証拠を却下して、結審するものだと思っていた。ところが、裁判所は店長証人の取調べを決定した。再尋問をするというのである。

### 4 第3回期日——店長尋問

店長尋問はボスと分担した。年表を作りながらじっくり考えた。8月20日から9月初めまで、いつ、誰がホテルで勤務し、警察が何をしたか。1日刻みで客観証拠から精密にトレースした。警察が来ていて従

業員はすぐ横にいるのに、店長は従業員と本件について一度も会話していないなど、数々の不自然が浮き彫りになった。

法廷に現れた店長は、ずっとうつむいていた。手にハンカチを握りしめ、鼻の下の汗を何回もぬぐう。声は小さい。店長は平然と嘘をつき通せるほど豪胆ではなかったということだ。尋問は成功した。この期日で結審した。

### 5 第4回期日——弁論

控訴審での証拠調べに基づく弁論である。これもプレゼンで行った。

しかし審理をすべて終えて、ボスは実に悲観的だった。裁判官の様子を見てこれは無理だと言う。私は私で「まあ常識で考えれば無理やな」と思っていた。原判決の中身を冷静に思い返すほどにそう感じた。

## 判決

そうして迎えた8月31日は、実に気分が重かった。

弁護人席に着席する。「本件控訴を棄却する」という言葉にはなにか物理的な衝撃があるのだ。お腹に力を入れる。

「主文」。少し間が空いた。口がエの形に見えた。「原判決を破棄する」。

「被告人を懲役3年に処する」、「公訴事実中、監禁の点について、被告人は無罪」。ボスと顔を見合わせた。店長の信用性は否定され、下着は女性証言と矛盾するとされた。監禁を否定、しかし強制わいせつ致傷の成立を認めた。

この判決理由で、一審反対尋問で女性の上司から得た証言が取り上げられた。「断つたらいけないと思ってついていった」とは、脅しや引っ張り込みとは矛盾するというのである。一審判決で一蹴されたこの事実が、再び光を浴びた。

## 振り返って

一審のことを思い返してみる。当時の私は必死でやったと思う。しかし結果は話にならなかった。その原因は？ 明らかだ。弁護活動が十分でなかった。未熟はあらゆる点に現れる。今振り返れば手に取る

ようにわかる。

一審で証拠があんなに却下されたのは？ 手の内を隠して予定主張を絞りすぎたからだ。

従業員を見つけられなかったのは？ 初期証拠が最重要だという基本がわかっていなかった、そして、店長という決定的な証拠から目を背けていたからだ。

下着の現物を探しにいかなかったのは？ 「あんなぼやけた写真など大した証拠でない」、自分に都合よく証拠を見ていたからだ。

手を抜いたつもりはない。だが、考え方が甘かった。なにより事実の見方を知らなかった。

この控訴審で店長と下着という2つの核心が否定された。監禁は無罪になった。これは裁判員裁判初の逆転破棄無罪判決らしい。一審の不足を、たとえ一部でも自分の手で挽回できたことはよかったと思っている。だが実刑3年である。有罪の現実は変わっていない。

判決は、女性が一部誇張していると言った。それは本当に一部にとどまるのだろうか。女性は入口や脱衣という核心を、激しく誇張した。それでも他の出来事は誇張していない、本当にそうだろうか？ 女性は医師に「痛み」を訴えたという。医師に対しても誇張したと疑うのも、一つの常識ではないか？

## おわりに

この事件の捜査はひどいものだった。言ってもいないことを調書に書き、参考人を怒鳴りつけ、報告書にはでたらめを書く。私は現場を駆け回るなかで、その不条理を肌で感じた。

一審公判の最中に、被告人の自供書が逮捕状とそっくりだということに、ボスが気づいた。「自供書は被告人がすべて自分で書いた」と証言した取調官は、反対尋問でこてんぱんになった。一審判決は、取調官の偽証を認めた。公判前以来の疑問の持って行き場所を見つけた私は、2010年11月25日、取調官を偽証罪で告発した。

事実を解明する素材は証拠である。そして証拠収集の第一人者は警察官だ。その警察官が嘘の証拠を次々に作っていた。本件は根本的にそういう歪んだ基盤の上に乗っている。その歪みが、弁護人が証拠を集めるたびにちょっとずつ戻っていく。私はなんとなくそういう感覚を持っている。上告審もまた調べることになるだろう。まだしばらく戦いは続く。

※ 本件は、2011年12月16日付決定で上告が棄却された。

(やまもと・りょうせん)